

デイサービスセンターほのか明神 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ハート&クリエイション(以下「事業者」という。)が開設するデイサービスセンターほのか明神(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護事業及び第一号通所事業(以下「通所介護事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の指定通所介護事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業所の第一号通所事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

3 通所介護事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業者は、その提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

5 前4項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第62号)」、その他関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンターほのか明神
- 二 所在地 岡山県玉野市明神町8番28号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名以上
介護職員 5名以上

看護職員 1名以上

機能訓練指導員 1名以上

調理員 1名以上

生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び調理員は、通所介護事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日とする。
ただし、年末年始(12月30日～1月3日)は除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時15分～午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日35人とする。

(通所介護事業の内容)

第7条 通所介護事業の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- 一 日常生活上の世話
- 二 健康状態のチェック
- 三 機能訓練
- 四 入浴介助
- 五 食事提供
- 六 送迎の提供
- 七 その他利用者に対する便宜の提供

(通所介護事業の利用料金等及び支払いの方法)

第8条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額及び市で定めるサービス費の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは介護報酬告示上の額及び市で定めるサービスの額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定める利用料以外の費用については、下記のとおりとし、それ以外の費用の徴収は行わない。

- ① 食費 1食当たり700円
- ② 入浴代 1回当たり500円(緩和型サービス利用者に限る)
- ③ おむつ代 実費
- ④ その他通所介護事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

- ⑤ 利用日当日に利用中止の申し出をされた場合のキャンセル料
当日利用料金の利用者負担額相当の金額
 - ⑥ 第9条に定める通常の実施地域を越えて行う通所介護事業に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えた地点から1kmを越える毎に50円を徴収する。
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の実施地域）

第9条 通常の実施地域は、玉野市、岡山市南区(旧灘崎町)とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は通所介護事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- ① 他の利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- ② 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- ③ その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は、通所介護事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第12条 事業者は、非常災害対策に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

- 2 事業所の管理者は防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- 4 事業者は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年2回避難、救出その他必要な訓練を行う。

（衛生管理）

第13条 事業者は、通所介護事業に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

（秘密保持等）

第14条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第15条 事業者は、居宅サービス計画書が立てられている場合は、その計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。

- 2 事業者は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第16条 従業者は、通所介護事業を提供した際には、その提供日及び内容、当該通所介護事業について、介護保険法第41条第6項または法第53条第5項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第17条 管理者は、提供した通所介護事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第18条 事業者は、利用者に対する通所介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、看護師等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - 四 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業者は、事業所の従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回以上
- 2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社ハート&クリエーションと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成19年9月1日より施行する。

平成19年10月1日	改定	平成19年12月1日	改定
平成20年7月1日	改定	平成20年12月1日	改定
平成21年2月1日	改定	平成21年6月1日	改定
平成24年4月1日	改定	平成24年7月1日	改定
平成25年2月1日	改定	平成25年9月1日	改定
平成25年11月1日	改定	平成26年5月1日	改定
平成27年4月1日	改定	平成27年8月1日	改定
平成28年2月1日	改定	平成28年4月1日	改定
平成28年7月1日	改正	平成29年4月1日	改正
令和1年10月1日	改正	令和1年12月1日	改正
令和3年4月1日	改正	令和3年5月1日	改正
令和5年7月1日	改正	令和6年4月1日	改正
令和6年10月1日	改正	令和7年3月1日	改正